

## 変更内容を疎明する書類一覧

(変更届出書及び以下の書類を添付し、届出をしてください。)

### ○ 氏名又は法人の名称及び住所の変更（認定証の書換）

変更内容	疎明に必要な書類
①氏名 (個人及び法人の代表者)	○住民票の写し（本籍地記載） (外国人の場合は、国籍等の記載のある住民票の写し)
②住所（個人）	○住民票の写し又は運転免許証の写し
③名称（法人名）	○法人登記簿謄本
④住所（法人）	○法人登記簿謄本又は定款等

※書換手数料2,100円が必要となります。

### ○ 営業所の名称又は所在地の変更

変更内容	疎明に必要な書類
①営業所の名称 (屋号の変更)	○なし
②営業所の所在地	○なし
法人の主たる営業所 の所在地	○法人登記簿謄本

### ○ 損害賠償責任保険（共済）契約に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①契約保険会社	○保険証券の写し又は付保証明書 (保険会社が発行証明したもの)
②保険期間の更新	
③補償額	

※保険会社が発行証明した書類を提出してください。

### ○ 安全運転管理者等に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①安全運転管理者等の 選任	○「住民票又は運転免許証の写し」、「個人番号カード の提示」のいずれか ○運転記録証明書（過去2年間以上の記録があるもの） ○資格認定申請書 ○陳述書（認定された者以外を選任する場合）
②安全運転管理者等の 解任	○なし
③安全運転管理者等の 氏名又は住所の変更	○なし

○ 随伴用自動車に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①随伴用自動車の増車	○保険証券の写し又は付保証明書 (増車日及び増車車両の登録番号が記載されたもの)
②随伴用自動車の減車	○なし
③随伴用自動車の入替	○保険証券の写し又は付保証明書 (入替日及び入替前・後の車両の登録番号が記載されたもの)

※保険会社が発行証明した書類の提出をお願いします。

○ 法人の役員に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①役員の新規就任	○法人登記簿謄本 ○就任した役員の住民票（本籍地記載）の写し (外国人の場合は、国籍等の記載のある住民票の写し) ○就任した役員が自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない者であることの誓約書及び医師の診断書 ○誓約書（外国人の場合）
②役員の再任又は退任	○法人登記簿謄本
③役員の氏名	○法人登記簿謄本 ○氏名変更した役員の住民票（本籍地記載）の写し (外国人の場合は、国籍等の記載ある住民票)